

# 規制の事前評価書(要旨)

<b>規制の名称</b>	特定技能所属機関による届出義務	<b>担当部局</b>	入国管理局参事官室	<b>規制の区分</b>	新設	<b>評価実施時期</b>	平成30年10月25日
<b>規制の目的、内容及び必要性等</b>	<p>新設する在留資格をもって本邦に在留する外国人の活動内容等について、当局が確認できるようにすることを目的とし、もって外国人の適正かつ安定した在留を確保する必要があるという観点から、当該外国人の受入れ機関に対して、一定の事項の届出を義務付けるもの。</p>						
	<b>法律又は政令の名称</b>	<p>出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案(第19条の18関係)</p>					
<b>直接的な費用の把握</b>	<b>改正案</b>			<b>代替案</b>			
<b>遵守費用</b>	<p>受入れ機関において、届出に係る費用を負担することとなる。</p>			<p>届出を行う受入れ機関においては、当該届出に係る費用を負担することとなる。</p>			
<b>行政費用</b>	<p>国において、規制の導入を事業者に周知するための費用、届出内容の確認等を行うに当たった事務コスト、審査等に係る業務費用を要することが考えられる。</p>			<p>国において、規制の導入を事業者に周知するための費用、届出内容の確認等を行うに当たった事務コスト、審査等に係る業務費用を要することが考えられる。</p>			
<b>直接的な効果(便益)の把握</b>	<p>新設する在留資格をもって本邦に在留する外国人の受入れ機関に対して、一定の事項の届出を義務付けることにより、当局が当該外国人の活動内容等を確認することができ、外国人の適正かつ安定した在留を確保することに資する。</p>						
<b>副次的な影響及び波及的な費用の把握</b>	<p>本規制は事業活動を規制するものではないため、副次的な影響及び波及的な影響は生じないものと考ええる。</p>						
<b>費用と効果(便益)との関係</b>	<p>届出に係る費用は限定的と考えられる一方、外国人の適正かつ安定した在留活動を確保するという便益は社会秩序の基本にかかわるものであり、便益が費用を上回ることから、本規制を導入することが妥当である。</p>						
<b>代替案との比較</b>	<p>規制案と代替案を比較すると、規制案は代替案に比較すると費用が高い一方、得られる効果も大きいものであるため、本規制の目的を達するためには、本規制を採用することが適当と判断し、規制案を採用することとする。</p>						
<b>その他関連事項</b>	<p>なし</p>						
<b>事後評価の実施時期等</b>	<p>本規制については、施行から5年後(平成35年目処)に事後評価を実施する予定である。</p>						
<b>備考</b>							